

投影時に間違っていた箇所を修正してあります。宍戸先生、上沼先生申し訳ありません。

現在までの議論の整理

【緊急開催】著作権侵害サイトによる海賊版被害対策に関するシンポジウム

2018年9月2日

千葉大学 大学院社会科学研究院准教授
横田明美

<https://www.slideshare.net/akemiyokota83>

→スライド閲覧可能です

今日のお役目

- 前回緊急シンポ(4月22日開催)における議論の整理と振り返り
- **知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会『インターネット上の海賊版対策に関する検討会議タスクフォース』(以下、検討会議TF)の議論紹介**
 - https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/
- 総合的対策のための議論に、どの立場の方からも参画できるようにするための地ならし

凡例

スライド全体：長すぎるので(参考)は飛ばし読み

- <https://www.slideshare.net/akemiyokota83>
- →スライド閲覧可能です

検討会議TFの扱い

- 丸数字は回数、発言者は(団体略称)＋名字(参考人等は姓名)で敬称略
- (参考)に資料番号とタイトル、または内容概略
- 事務局H＝当日不在(事務局によるヒアリング)
- 机上配布資料については記載できていない

自己紹介

- 専門：行政法（訴訟法→法制度設計論）
 - 博士論文『義務付け訴訟の機能』（弘文堂、2017）
 - 近時は環境法・消費者法・情報法分野中心へ
- 「海賊版サイト対策」における議論での立場
 - 2018年4月22日緊急開催シンポ 司会
 - 検討会議TFを毎回傍聴（勉強会含む）
 - ネットユーザー、マンガとアニメで育った世代

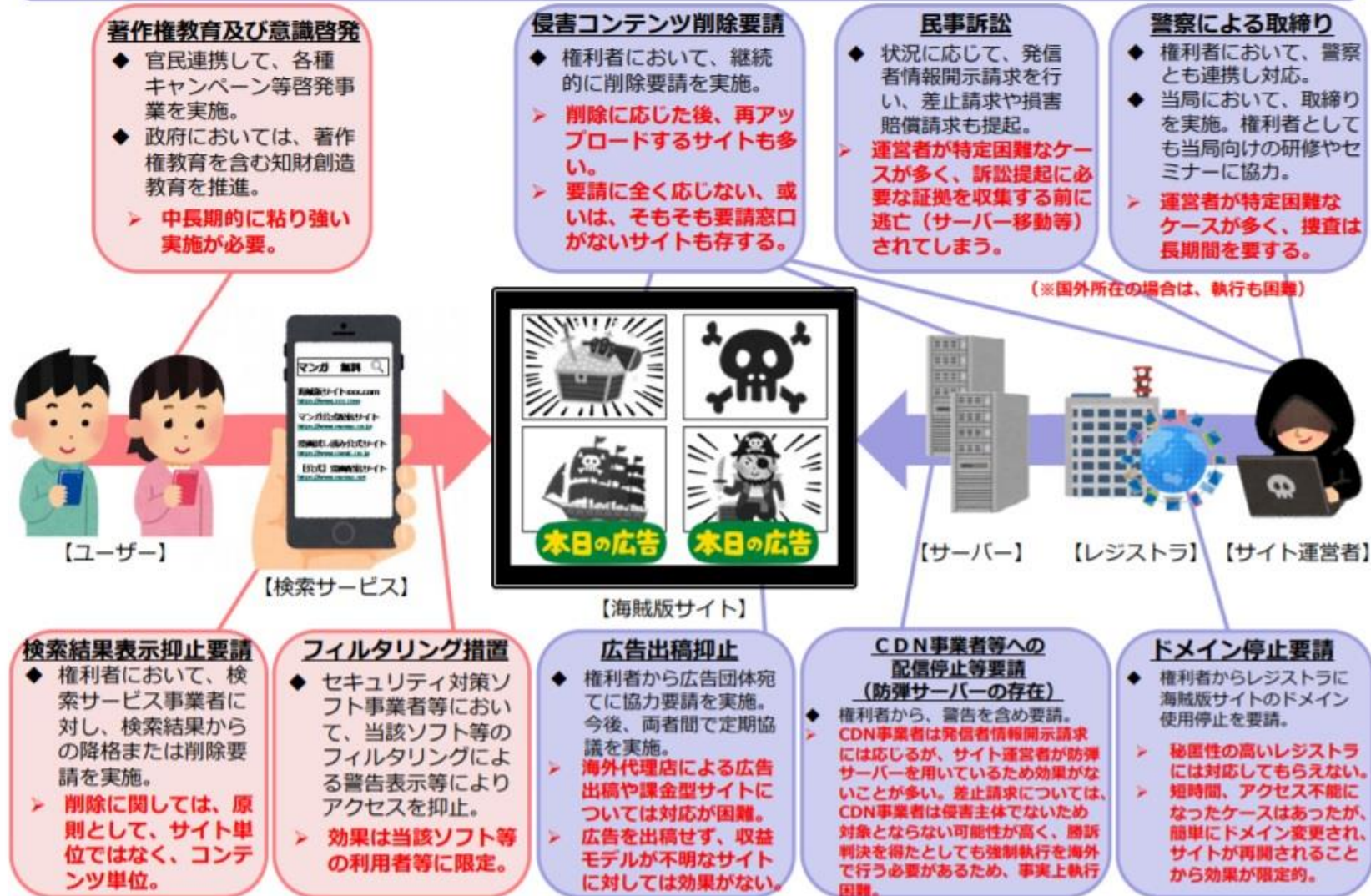
今までの時系列整理

- 4月6日「要請」報道→各種意見書・声明
- 4月13日 政府の「緊急対策」
- 4月17日 3サイト閉鎖
- 4月22日 JILIS 前回緊急シンポ
- 4月23日 NTT4社声明
 - 地婦連等の声明・中澤弁護士の提訴
- 6月22日～ 検討会議TFの開催へ
 - 第1回で:「ブロッキングありき」ではないことの確認

既存の海賊版対策に関する取組状況について

資料1

- 悪質な海賊版サイトに対しては、費用対効果の観点も踏まえながら、複数の手法による多層的かつ総合的な取組が必要。



現時点での到達点：検討会議TF第6回 事務局提出資料

- 事務局

- ⑥事務局資料1：「ブロッキングに係る法制度整備を行う場合の論点について(案)」
- ⑥事務局資料2：「中間まとめ骨子(案)」

- I インターネット上の海賊版サイトによる権利侵害の現状
 - 我が国コンテンツ市場の状況
 - ビジネスモデルの変化と海賊版対策の推移
 - 権利侵害の深刻化
- II インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策
 - (次ページ)

⑥事務局資料2:「中間まとめ骨子(案)」

Ⅱ インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策

- － 正規版の流通促進
- － 海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制
- － 著作権教育・意識啓発
- － 海賊版サイトへの広告出稿抑制
- － 侵害コンテンツの検知システムの確立
- － 国際連携・国際執行の強化(国外CDNへの差止請求、プロ責法の発信者情報開示請求、国際捜査共助、海外政府等との協力)
- － リーチサイト規制
- － アクセス制限に係る措置
 - ・ 「アクセス警告方式」
 - ・ フィルタリング
 - ・ ブロッキングに係る法整備(P)
- － その他の今後の課題
 - ・ 静止画ダウンロード、資金流入確認など

⑥事務局資料2:「中間まとめ骨子(案)」

Ⅱ インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策

- 既存対策(③事務局資料1)と比較してみると
 - (1)既に試みられている対策を再確認・強化・取り組み加速しようとしているもの(次頁の黄色囲み)
 - (2)現状では実現できていないため新たな方策が必要なもの(次次頁)
 - 法整備がいるもの
 - － 既存法体系や法解釈との整合性、改正法の必要性
 - 法整備は必要ないが制度構築がいるもの
 - － 関係する事業者や団体等の関与
 - (3)現実に(1)や(2)の前提となるシステム

既存の海賊版対策に関する取組状況について

資料1

- 悪質な海賊版サイトに対しては、費用対効果の観点も踏まえながら、複数の手法による多層的かつ総合的な取組みが必要

著作権教育及び意識啓発

- ◆ 官民連携して、各種キャンペーン等啓発事業を実施。
- ◆ 政府においては、著作権教育を含む知財創造教育を推進。
 - 中長期的に粘り強い実施が必要。

侵害コンテンツ削除要請

- ◆ 権利者において、継続的に削除要請を実施。
 - 削除に応じた後、再アップロードするサイトも多い。
 - 要請に全く応じない、或いは、そもそも要請窓口がないサイトも存する。

民事訴訟

- ◆ 状況に応じて、発信者情報開示請求を行い、差止請求や損害賠償請求も提起。
 - 運営者が特定困難なケースが多く、訴訟提起に必要な証拠を収集する前に逃亡(サーバー移動等)されてしまう。

警察による取締り

- ◆ 権利者において、警察とも連携し対応。
- ◆ 当局において、取締りを実施。権利者としても当局向けの研修やセミナーに協力。
 - 運営者が特定困難なケースが多く、捜査は長期間を要する。



検索結果表示抑止要請

- ◆ 権利者において、検索サービス事業者に対し、検索結果からの降格または削除要請を実施。
 - 削除に関しては、原則として、サイト単位ではなく、コンテンツ単位。

フィルタリング措置

- ◆ セキュリティ対策ソフト事業者等において、当該ソフト等のフィルタリングによる警告表示等によりアクセスを抑止。
 - 効果は当該ソフト等の利用者等に限定。

広告出稿抑止

- ◆ 権利者から広告団体宛てに協力要請を実施。今後、両者間で定期協議を実施。
 - 海外代理店による広告出稿や課金型サイトについては対応が困難。
 - 広告を出稿せず、収益モデルが不明なサイトに対しては効果がない。

CDN事業者等への配信停止等要請(防弾サーバーの存在)

権利者から、警告を含め要請。CDN事業者は発信者情報開示請求には応じるが、サイト運営者が防弾サーバーを用いているため効果が高いことが多い。差止請求についてCDN事業者は侵害主体でないため対象とならない可能性が高く、最終判決を得たとしても強制執行を講ずる必要があるため、事実上効果がない。

ドメイン停止要請

- ◆ 権利者からレジストラに海賊版サイトのドメイン使用停止を要請。
 - 秘密性の高いレジストラには対応してもらえない。
 - 短時間、アクセス不能になったケースはあったが、簡単にドメイン変更され、サイトが再開されることから効果が限定的。

リーチサイト規制 (文化庁審議会)

正規版の
流通促進

正規・
侵害の
区別や
検知が
容易になる
方策

既存の海賊版対策に関する取組状況について

資料1

■ 悪質な海賊版サイトに対しては、費用対効果の観点も踏まえながら、複数の手法による多層的かつ総合的な取組が必要。

著作権教育及び意識啓発

- ◆ 官民連携して、各種キャンペーン等啓発事業を実施。
- ◆ 政府においては、著作権教育を含む知財創造教育を推進。
- 中長期的に強い実施が必要。

侵害コンテンツ削除要請

- ◆ 権利者において、継続的に削除要請を実施。
- 削除に応じた後、再アップロードするサイトも多い。
- 要請に全く応じない、或いは、そもそも要請窓口がないサイトも存在する。

民事訴訟

- ◆ 状況に応じて、発信者情報開示請求を行い、差止請求や損害賠償請求も提起。
- 運営者が特定困難なケースが多く、訴訟提起に必要な証拠を収集する前に逃亡（サーバー移動等）されてしまう。

警察による取締り

- ◆ 権利者において、警察とも連携し対応。
- ◆ 当局において、取締りを実施。権利者としても当局向けの研修やセミナーに協力。
- 運営者が特定困難なケースが多く、捜査は長期間を要する。

(※国外所在の場合は、執行も困難)



検索結果表示抑止要請

- ◆ 権利者において、検索サービス事業者に対し、検索結果からの降格または削除要請を実施。
- 削除に関しては、原則として、サイト単位ではなく、コンテンツ単位での対応が必要。

フィルタリング措置

- ◆ セキュリティ対策ソフト事業者等において、当該ソフト等のフィルタリングによるアクセスを抑制。
- 当該ソフト等が有効に機能していることが確認されている。

広告出稿抑止

- ◆ 権利者から広告団体宛てに協力要請を実施。今後、両者間で定期協議を実施。
- 海外代理店による広告出稿や課金型サイトについては対応が困難。広告を出稿せず、収益モデルが不明なサイトへの対応が課題。

CDN事業者等への配信停止等要請(防弾サーバーの存在)

- ◆ 権利者から、警告を含め要請。CDN事業者は発信者情報開示請求には応じるが、サイト運営者が防弾サーバーを用いているため効果が少ないことが多い。差止請求については、CDN事業者は侵害主体ではないため対象とならない可能性が高く、勝訴判決を得たとしても強制執行を海外で行う必要があるため、事実上執行困難。

ドメイン停止要請

- ◆ 権利者からレジストラに海賊版サイトのドメイン使用停止を要請。
- 秘密性の高いレジストラには対応してもらえない。短時間、アクセス不能になったケースはあったが、簡単にドメイン変更され、サイトが再開されることから効果が限定的。

アクセス制限に
係る措置

⑥事務局資料2:「中間まとめ骨子(案)」

Ⅱ インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策

- － 正規版の流通促進
- － 海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制
- － 著作権教育・意識啓発
- － 海賊版サイトへの広告出稿抑制
- － 侵害コンテンツの検知システムの確立
- － 国際連携・国際執行の強化(国外CDNへの差止請求、プロ責法の発信者情報開示請求、国際捜査共助、海外政府等との協力)
- － リーチサイト規制
- － アクセス制限に係る措置
 - ・ 「アクセス警告方式」
 - ・ フィルタリング
 - ・ ブロッキングに係る法整備(P)
- － その他の今後の課題
 - ・ 静止画ダウンロード、資金流入確認など

(参考)平成30年4月13日付「緊急対策」とは

- 「知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議」
 - 知的財産戦略会議:
 - 知的財産基本法が設置根拠
 - 本部長:内閣総理大臣
 - 副本部長:内閣府特命担当大臣(知的財産戦略)・内閣官房長官・文部科学大臣・経済産業大臣
 - 本部員:他の全ての国務大臣＋有識者
 - 有識者:後の『検討会議TF』委員の川上量生氏、林いづみ氏を含む産業界、学識経験者、マンガ家、専門家等で構成
 - <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/pdf/meibo.pdf>

(参考)4月13日「緊急対策」前後の動き

- ・4月6日:実施「要請」への調整中との報道
→多方面から「緊急対策」への意見書
 - － 4月11日:JILIS情報通信法制研究TF「緊急提言」
 - ・ 1. 「緊急避難」(刑法37条)の要件充足性
 - ・ 2. 法治国家原理からの逸脱
 - ・ 3. 通信の自由を支えるプロバイダに対する不合理な負担
- ・ 4月13日:「緊急対策」発表
- ・ 4月17日頃:漫画村・Anitubeの閉鎖
 - － MioMioも一時、再生停止状態に

(参考)平成30年4月13日付「緊急対策」とは

- 本体／概要／今後の進め方の3本立て
 - － 本体:「概要」の詳細＋別紙
 - (別紙):特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングについての法的整理
 - － 概要:次のスライド(1頁もの)
 - － 今後の進め方:
 - 「政府としての段階的対応を実施する」
 - － (1)短期的な緊急措置としてのサイトブロッキング
 - － (2)類似サイトが出ることを想定した運用体制の整備
 - － (3)法制度整備

インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策（概要）

平成30年4月13日 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議

1. 背景

- 昨今運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイト（例えば、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」等のサイト。）が出現し、著作権者等の権利が著しく損なわれる事態となっている。

2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理

- ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとした場合、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能であることなどの事情に照らし、**緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却される**ものと考えられる。

（※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。）

3. ブロッキング対象ドメインについて

- 当面の対応としては、**法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置**として、**民間事業者による自主的な取組**として、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の3サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロッキングを行うことが適当と考えられる。
- サイトブロッキング対象ドメインの考え方に沿って、適切な管理体制の下ブロッキングの実施がなされるよう、知財本部の下に、関係事業者、有識者を交えた協議体を設置し、早急に必要とされる体制整備を行う。

4. 国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性

- インターネット上の海賊版の流通・閲覧防止のため、**学校関係者、事業者、関係団体等と連携しながら、学校、地域における著作権教育に取り組み、著作物等を尊重する意識の醸成を図る。**

（注）上記に加え、別紙として、特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングについての法的整理を行っている。

4月22日 JILIS「著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する 緊急提言シンポジウム」

- 議事録・配付資料等

- <https://jilis.org/events/2018/2018-04-22.html>

- 被害実態と対策の現状

- JILIS緊急提言(4月11日)の解説

- パネルディスカッション

- 「緊急対策」についての法的・技術的観点からの検討

- ブロッキング以外の他の方策について

(参考)JILIS緊急シンポ(4月22日)
4月13日「緊急対策」の問題点として:法的問題

- ブロッキングは通信の秘密侵害＝犯罪
 - － 憲法上・法律上(電気通信事業法に処罰規定)
- (4月13日時点では)立法措置がない
 - － 違法性阻却事由としての「緊急避難」(刑法37条)に該当するか疑問あり、また明言を避けている
 - ・ いずれにしても法解釈の最終権限は裁判所
 - － 立法なしの「民間事業者による自主的は取組」では法的な歯止めがきかない

(参考)JILIS緊急シンポ(4月22日)
4月13日「緊急対策」の問題点として:法的問題

- 権利侵害や費用負担の均衡を考える軸
 - 「通信の秘密」が(通信事業者の権利、ではなく)国民の権利であることが理解されていない
 - 著作権侵害と通信の秘密侵害のバランス
 - 有害情報による他の権利侵害(名誉毀損、プライバシー)とのバランス
 - 仮に立法化したとしても、ブロッキングを義務付けることによる事業者側コスト負担
 - 適切な損失補償がなければ、財産権侵害の可能性

(参考)JILIS緊急シンポ(4月22日)
4月13日「緊急対策」の問題点として:技術的問題

- オーバーブロッキングやブロッキング漏れ
 - DNSブロッキング:比較的安価だがIPアドレスとウェブサーバーが1:1対応ではない
- ブロッキング回避方策の存在
 - Public DNSを利用することによる迂回
 - それを防ぐ更なるブロッキング技術(OP53B)はさらに深刻な通信の秘密侵害
 - またOP53Bにも回避策が実用化・普及されつつあるとの指摘

(参考)JILIS緊急シンポ(4月22日)
他の方策についても横断的検討

- 直接的な手段：
 - 1) 侵害者の摘発、2) 告訴(刑事)、訴訟(民事)
 - 3) 侵害サイトの削除、4) ドメイン差し押さえ
 - 5) CDN の利用停止
- 間接的な手段：
 - 1) 資金源対策(広告対策等)
 - 2) 検索エンジン対策
 - 3) サイトブロッキング、4) フィルタリングなど

(参考)JILIS4月22日に指摘された事項のうち、検討会議TF中間まとめ骨子(案)では明示的に登場していない論点・観点

- 権利者→侵害者 の提訴が困難であることの
法制度上の整備
 - － 民事訴訟規則2条:相手方の特定が必要
- ネットワーク中立性の確保など、国際的なインターネット環境を巡る議論との整合性

ただ、これらは検討会議中の委員発言では登場

(参考) 緊急シンポ後の動き 詳細

- 翌4月23日：NTTグループ4社が「ブロッキングを行うこととし、準備が整い次第実施」と声明
 - － 主婦連・地婦連の反対声明
 - 1.消費者団体訴訟(消費者契約法12条以下)
 - 2.処分等の求め(行政手続法36条の3)
 - 3.刑事告発(刑事訴訟法239条)
 - 参照：横田による1. と2. についての解説：
<http://akmykt.net/180427motome/>
 - － 中澤弁護士による民事訴訟の提起

インターネット上の海賊版対策に関する検討会議 (検討会議TF)の開催へ

- 短期間に集中的に原則公開で開催
 - 第1回(6月22日)・第2回(6月26日)
 - 第3回(7月18日)・第4回(7月25日)
 - (チャタムハウスルール適用の勉強会(8月10日))
 - 第5回(8月24日)・第6回(8月30日)
 - 資料は即日アップ
 - 発言者なし・要点のみ「主な指摘事項」は次の回で
 - 議事録も第4回まで公開済み
- https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/ken sho_hyoka_kikaku/

(参考)これまでの資料一覧 凡例

- 丸数字は回数、発言者は(団体略称)＋名字(参考人等は姓名)で敬称略
- 資料番号とタイトル、または内容概略を付した
- 事務局H＝当日不在(事務局によるヒアリング)
- 机上配布資料については記載できていない
- 議事録がある回は議事録の頁
- 議事録がまだ無い回は、「何巡目」の発言か

検討会議TFの議論進行の特徴

- 会議の構成
 - 共同座長（中村伊知哉氏・村井 純氏）
 - 知財関連と通信関連の団体・有識者
 - 参照、①事務局資料1－1
- 報告と意見交換のやり方
 - 事務局とゲスト（関係省庁・関係団体・有識者）
 - 委員も資料・意見書を提出して議論
 - 討議は札を立てて1巡目・2巡目・・・という整理

現時点での到達点：第6回事務局提出資料

- 事務局

- ⑥事務局資料1：「ブロッキングに係る法制度整備を行う場合の論点について(案)」
- ⑥事務局資料2：「中間まとめ骨子(案)」

しかし、その他にも膨大な資料と議論が存在
(以下、(参考)は駆け足でお話します)

(参考)これまでの資料一覧 第1回

- ①事務局資料3:これまでの経緯説明
- ①事務局資料4-1:タスクフォースにおける主な論点(案)
- ①CODA後藤資料6:海賊版サイトに係る運営者特定の闇(図解)
 - CODA=(コンテンツ海外流通促進機構)
- ①宍戸資料7(前半):DNSブロッキングと通信の秘密に関するこれまでの政府研究会等の記載例
- ①宍戸資料7(後半):2018年6月3日のJILIS「論点整理」
- ①地婦連長田資料8:事務局資料4-1に対する意見
- ①JPNIC石田資料9:ブロッキングによるインターネットへの影響
 - JPNIC=(一社)日本ネットワークインフォメーションセンター

(参考)これまでの資料一覧 第2回

- ②事務局資料1:これまでの海賊版対策と正規版流通の取組
- ②漫画家三田紀房(資料なし):「漫画家の立場から海賊版対策に望むこと」
- ②ソニーME資料2:「音楽業界の海賊版対策の取組と新しいビジネスモデルについて」
- ②出版広報センター／日本書籍出版協会樋口資料3:「出版界の正規版流通の取組みと海賊版対策」
- ②JIAA(日本インタラクティブ広告協会)資料5「広告業界の対応について」
- ②CODA後藤委員代理墳崎資料4:「これまで実施してきた海賊版対策について」

(参考)これまでの資料一覧 第3回

- ③事務局資料1:既存の海賊版対策の取組状況について(これまでの議論のまとめ)
- ③事務局資料2:緊急対策決定以降の主な動きについて
- ③テレ東川崎資料3:「テレビ東京の違法対策とビジネス」アニメ業界の海賊版対策の取組と新しいビジネスモデル
- ③文化庁国際課資料6:「諸外国における侵害対策調査について」
- ③奥邨弘司資料7:「オーストラリアにおけるサイトブロッキング制度と我が国著作権法制への示唆」
- ③張睿暎資料8:「韓国における海賊版サイトの接続遮断措置の概要」
- ③JPNIC前村資料4:グローバルなインターネット関連組織へのアンケート結果
- ④森資料5:CDNへの提訴と告訴についての意見

(参考)これまでの資料一覧 第4回 前半

- ④事務局資料7:「ブロッキングに係る制度整備を行う場合、検討を要すると考えられる事項」
- 諸外国における海賊版対策の概要について
 - ④今村哲也資料1:「英国におけるサイトブロッキング法制とその運用状況について」
 - ④上野資料8:「ドイツ著作権法におけるブロッキング」
- ブロッキングの法制度整備に関する法的論点について
 - ④山本資料3:「ブロッキングの法制度整備に関する民事手続法上の論点」
 - ④穴戸資料4:「ブロッキングの法制度整備に関する憲法上の論点の検討」
 - (④木下昌彦参考資料1-1, 1-2)
 - ④上野資料2:「著作権侵害とブロッキングをめぐる立法的課題」

(参考)これまでの資料一覧 第4回 後半

- ④講談社(野間委員代理)資料5:野間委員意見書
 - あらゆる手段を、リーチサイト規制(文化庁)の加速を
- ④JPNIC前村資料6:アクセス遮断についての考察
- ④JAIPA立石資料9:「ブロッキングに関する技術とネットワーク」
 - JAIPA=(一社)日本インターネットプロバイダー協会
- ④市村(林委員代理)資料10:林委員意見書
 - 制度対応の必要性、憲法上の課題と利益衡量、比例原則の要請への対応案、具体的制度設計で議論すべき事項)

(参考)これまでの資料一覧 勉強会 前半

- 事務局Hの結果
 - 勉)Google資料1:検索エンジンの取組み
 - 勉)EMA上沼(事務局H)資料2:海賊版サイトに対するフィルタリングの強化
 - 勉)森田弘樹(事務局H)資料9:第三者に対するアクセス制限に関する請求権の考え方
 - 勉)神田知宏弁護士(事務局H)資料10-1:海外事業者を相手方とした発信者情報開示・差止請求(クラウドフレア社へ色々法的手段を講じたとのこと)
- その他
 - 勉)日本IT団体連盟政策委員会 別所直哉委員長資料11:ブロッキングの代わりに(悪質サイトへの)アクセス集中方式ではどうか、という提言

(参考)これまでの資料一覧 勉強会 後半

- 関係省庁の説明 →一部は第5回でフォローアップ
 - 勉)総務省消費者行政二課資料4:電気通信事業法及び通信(信書等を含む)の秘密
 - 勉)総務省消費者行政二課資料5-1:プロバイダ責任制限法の規定と運用
 - 勉)文化庁長官官房著作権課資料6:著作権等の侵害行為及びみなし侵害行為
 - 勉)文化庁長官官房著作権課資料7:静止画ダウンロードが私的複製からの除外対象とならなかった経緯
 - 勉)法務省民事局資料8:我が国における国際裁判管轄及び準拠法に関する一般的な規律
 - 勉)警察庁資料なし:海賊版サイト等の状況と課題
- 勉)江崎浩資料3(前村委員提出):
Internet Society Perspectives on Internet Content Blocking: An Overviewとその背景に関して

(参考)これまでの資料一覧 第5回 1／3

勉強会フォローアップなど

- 事務局Hの結果
 - ⑤google(事務局H)資料1:検索エンジンの取り組み(事務局H)
 - ⑤JIAA提出資料2:「広告業界の海賊版サイトへの対応について実態と対策」
 - ⑤寺田眞治H時提出資料3:違法サイトへの広告出稿抑制について
- 勉強会フォローアップ
 - ⑤文化庁資料5:「文化庁における海賊版サイトへの対応や著作物の利用円滑化に向けた取り組み等」
 - ⑤総務省資料6:「信書の秘密について」(総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課作成、総務省消費者行政二課代読)
 - ⑤上沼紫野資料7-1:「フィルタリングに関して」現状と課題について、セキュリティ対策としてのフィルタリングも示唆

(参考)これまでの資料一覧 第5回 2／3

- 他の法益侵害について
 - ⑤ICSA吉田資料8:「児童ポルノ画像の流通・閲覧防止に向けた取り組み」
 - ICSA＝(一社)インターネットコンテンツセーフティ協会
- 海賊版対策の現況と求められる制度について
 - ⑤村瀬拓男資料7-1:(タイトル無し)
 - ⑤村瀬拓男資料7-2:別表 サイトブロッキングの実効性に関する調査一覧(出版広報センター調べ)
- 事務局補足:
 - ⑤事務局資料4:「ブロッキングに係る法制度整備を行う場合の論点について(案)」
 - 注☆ 議事次第では「法制度整備を行う場合の論点について(案)」とされていたが、資料タイトル・内容はブロッキングに限定されていた→第6回討議へ
 - ⑤事務局参考資料1:「他の法益侵害に係るアクセス制限について」

(参考)これまでの資料一覧 第5回 3／3

委員提出資料

- ⑤川上資料10:「サイトブロッキングの有効性に関する議論について」
- ⑤穴戸資料11-1:「アクセス警告方式について」
- ⑤穴戸資料11-2:総務省「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会第一次とりまとめ」(平成26年4月)
- ⑤瀬尾資料12:「コンテンツ違法サイトに対する対策案」
- ⑤JPNIC前村資料13:「本委員会・勉強会での「技術的観点での議論」のまとめ」
- ⑤森資料14:「ISPは、『臨時的かつ緊急的な措置』としてのブロッキングを実施すべきではない」ことを本検討会で決議することを求める意見

(参考)これまでの資料一覧 第6回 前半

- 事務局

- ⑥事務局資料1:「ブロッキングに係る法制度整備を行う場合の論点について(案)」
- ⑥事務局資料2:「中間まとめ骨子(案)」

- 委員提出

- ⑥CODA後藤資料3:「アクセス警告方式とブロッキングの必要性について」
- ⑥宍戸資料4:「アクセス警告方式について(補足)」

(参考)これまでの資料一覧 第6回 後半

- ⑥JAIPA立石資料5:「OP53B実施とその他の議論について」
- ⑥地婦連長田資料6:主婦連・地婦連、全消連の「海賊版サイトへのブロッキングを可能にする法制度整備に反対」する旨の意見書
- ⑥JPNIC前村資料7:「前回資料4「ブロッキングに係る法制度整備を行う場合の論点について(案)」および総務省のご発言についての見解」
- ⑥TELESA丸橋資料8:「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議;いくつかの論点についての意見」
 - TELESA=テレコムサービス協会
- ⑥TELESA丸橋資料10:「欧州連合e-Privacy規則案(e-Privacy指令2002/58/ECの改正案)上の通信の秘密について」
- ⑥森資料9:「ブロッキングの法制化に関する疑問―法制化の適否について―」

現時点での到達点：第6回事務局提出資料

- 事務局

- ⑥事務局資料1：「ブロッキングに係る法制度整備を行う場合の論点について(案)」
- ⑥事務局資料2：「中間まとめ骨子(案)」

回	報告者(事務局、ゲスト、関係省庁)	討議に関する資料
①	事務局資料3(経緯)、資料4(論点提示) 委員による意見(CODA、宍戸、地婦連、JPNIC)	主な論点(案)中心に立場を明示 ① 正規版流通の更なる拡大 ② 現行法令下での既存の海賊版対策の取組状況の検証及び実効性評価 ③ 特に悪質な海賊版サイトに対する権利行使を可能とする法制度整備のあり方
②	漫画家三田紀房(資料なし) ソニーME資料2:「音楽業界」 出版広報センター／日本書籍出版協会 JIAA「広告業界」・CODA(権利者団体)	
③	事務局(取組状況・緊急対策後状況) テレ東(テレビとアニメ) 文化庁(諸外国の侵害対策調査) 奥邨(オーストラリア)・張(韓国)	JPNIC:GL関連組織アンケート 森:CDNへの提訴
④	今村(英国)・上野(ドイツ) 山本(民訴)宍戸(憲法)上野(著作権) JPNIC・JAIPA(技術的観点)	講談社:リーチサイト規制も

回	報告者(事務局、ゲスト、関係省庁)	討議に関する資料
勉強会	事務局Hの紹介 関係省庁 総務省(電気通信事業法・通信の秘密)・文化庁(著作権侵害・静止画DL)・法務省(外国提訴)・警察江崎(前村委員が説明)	(勉強会の質疑の一部は⑤でフォローアップあり) *反映されていないもの? 事務局Hのうち:森田(民法・請求権)・神田(CDNへの提訴)
⑤	検索エンジン・広告業界の取組み 勉強会:文化庁・総務省の応答 上沼(フィルタリング) 村瀬(出版側弁護士) ICSA(児童ポルノBKと削除) 事務局(他の法益、「法制度設計」)	川上(サイトブロッキング有効性) 宍戸(アクセス警告方式) 瀬尾(対策案・主体設定) 前村(技術的観点まとめ) 森(「緊急対策」への対応決議提案)
⑥	事務局 資料1(ブロッキング法制度整備論点) 資料2(中間とりまとめ(案))	CODA(警告方式へのコメ、Bk必要性) 宍戸(アクセス警告方式) 地婦連・JAIPA・JPNIC・丸橋(BK議論集中への批判、⑤の総務省見解、エビデンスベース議論) 森(外国法紹介への疑義、米国NPO)

現時点での到達点：⑥事務局資料1：「ブロッキングに係る法制度整備を行う場合の論点について(案)」

- － (1) 諸外国における制度(オーストラリア、韓国、イギリス、ドイツ、その他(P))
 - － 注：(P)とは、霞が関用語で「ペンディング」の意味
- － (2) 憲法上の通信の秘密、表現の自由、検閲等との関係について
- － (3) ブロッキングを実現するための手法について

現時点での到達点：⑥事務局資料1：「ブロッキングに係る法律制度整備を行う場合の論点について(案)」

- － (4) 手続について(司法ブロッキング/行政ブロッキング)
- － (5) ブロッキングを求める権利の法的性質について
 - ・ (アクセスプロバイダを著作権侵害者と位置づけるか否か)
 - ・ (ブロッキング請求権の行使に係る裁判手続)
 - ・ 手続外でのブロッキング請求権の行使を認めるか否か)

現時点での到達点：⑥事務局資料1：「ブロッキングに係る法律制度整備を行う場合の論点について(案)」

- － (6)ブロッキングの要件等について
- － (7)利害関係者の意見を反映させるための仕組みについて
- － (8)多数のアクセスプロバイダに効果を及ぼすための仕組みについて
- － (9)費用負担について
- － (10)他の法益侵害に対する検討の要否について
- － (11)どの法律においてブロッキングを規定するのが適当かについて

- I インターネット上の海賊版サイトによる権利侵害の現状
 - 我が国コンテンツ市場の状況
 - ビジネスモデルの変化と海賊版対策の推移
 - 権利侵害の深刻化
- II インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策
 - (次ページ)

⑥事務局資料2:「中間まとめ骨子(案)」

Ⅱ インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策

- － 正規版の流通促進
- － 海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制
- － 著作権教育・意識啓発
- － 海賊版サイトへの広告出稿抑制
- － 侵害コンテンツの検知システムの確立
- － 国際連携・国際執行の強化(国外CDNへの差止請求、プロ責法の発信者情報開示請求、国際捜査共助、海外政府等との協力)
- － リーチサイト規制
- － アクセス制限に係る措置
 - ・ 「アクセス警告方式」
 - ・ フィルタリング
 - ・ ブロッキングに係る法整備(P)
- － その他の今後の課題
 - ・ 静止画ダウンロード、資金流入確認など

フローシート風争点整理

フローシートとは

- ディベートで用いられる議論整理のための記録方法
- 議論の対応関係を示しやすい
- 肯定側立論と反対側立論の区別が可視化
 - メリットとデメリットを切り分ける
 - 批判のうち「その議論は成立しない」という批判と「もっと酷いことがおこる」を分ける
- エビデンスの可視化
 - 以下、フローシートでは☆で示す

フローシートの例

[illegible]

論題：日本は義務教育を早期化すべきである					
賛成側立論	反対側立論	反対側反駁1	賛成側反駁1	反対側反駁2	賛成側反駁2
【プラン】 「認定こども園」で 3歳から 読み書き・英語も M1：英語が得意に A) 現在小1から、 英語苦手～％ ☆○○統計 (2010)～頁					
グローバル化を害 するので重大		グローバル化と英 語は関係無い	英語が必須で あることは現 状から言って 明らか	将来は中国語 のほうがメ ジャーかも	制度運用しつ つ見直せばい い
B) プランは3歳か ら					
C) 5歳頃から英語 教育で解決		プランが3歳～で あることと5歳～の この研究は結びつ かない	3歳からはじめ れば5歳からよ りも進展する	かえって母国 語が習得でき なくなり害があ るかも	
☆××論文 (2003)～頁					
	D1：財政悪化				
	A) プランは国と 自治体負担増		全てを国が負 担するわけでは ない	保護者負担な ら少子化進行	経済成長によ り穴埋めでき る
	B) 赤字の発生 →財政危機へ				
	☆国と地方公共 団体の財政状 況 ○○白書2014 年～頁		英語を使える ようになって稼 げるようになる	証拠がない むしろ移住して しまう恐れ	英語ができる だけでは移住 は起きない
	C) 負担増は～ ～億円		試算が過剰に 見積もられて いる		
	☆試算結果				
	財政悪化は現 状深刻ではない		どのみち財政 悪化はおきる	財政悪化を進 行させる恐れ	

【プラン】

論題を実現するために具体的に取られる方策

【メリット】

プランによって実現できる利益

【メリットへの疑義】

【メリットの限界】

【賛成側からの再反論】

【デメリット】

プランをとることにより発生してしまう不利益

【デメリットへの疑義】

【デメリットの限界】

【反対側からの再反論】

【プラン】広告出稿抑制 CODAから広告3団体に対して リスト共有	JIAAでの専門委員会で広告掲載 先選定のための自主ガイド ラインを策定
--	--

【メリット】 正当な企業広告が違法・ 不当なサイトに掲載される ことを防ぐ 違法・不当サイトの資金源 を絶ち、ビジネスとして破 綻させ閉鎖へ追い込む	【メリットへの疑義】 海外からの配信までは防 げない 【メリットの限界】 広告がない違法・不当サ イトもある ☆過去の例	【賛成側からの再反論】
【デメリット】 CODAにおけるリスト作成 費用 ...	【デメリットへの疑義】 【デメリットの限界】	【反対側からの再反論】

【プラン】アクセス制限
ユーザの通信を検知し、
違法・不当サイトのリストに基づき遮断する

(本スライドは3つの共通部)
1)ブロッキング
2)フィルタリング
3)「アクセス警告方式」

【賛成派: メリット】

違法・不当サイトが日本国内から見ることができなくなる
広告モデルの場合はアクセスを激減させることができる

【メリットへの疑義】

外国では引き続き見ることができ、直接閉鎖に比して効果は限定的
検知に対する回避策が存在するため、すべてのアクセスを止めることができない

【賛成側からの再反論】

【反対派: デメリット】

宛先を検知する時点で通信の秘密を侵害
リスト運用のコスト・適切性・公正性確保

表現・情報摂取の自由
過剰・過小遮断

【デメリットへの疑義】

* 検知の通秘侵害をどう位置づけるかによる
* 第三者機関？

* 誰が個別遮断の引き金を引くか

【反対側からの再反論】

【プラン】アクセス制限 ユーザの通信を検知し、 違法・不当サイトのリストに 基づき遮断する	1)ブロッキング ユーザの同意なしに検知 司法型：権利者→ISP提訴、 裁判所の判断で決定	*「回避策」への対策 OP53B PublicDNSへの要請？
--	--	---------------------------------------

【賛成：メリット】 違法・不当サイトが 日本国内から見ること ができなくなる 広告モデルの場合 はアクセスを激減させ ることができる ユーザの意思を問 わずに効果的に遮 断できる	【反対：メへの疑義】 外国では引き続き 見れる 検知に対する回避 策が存在 ☆ Public DNS ☆ …	【賛成：再反論】 「回避策」への対策 (上述)までやれば、 カジュアルユーザは 阻止可能	【反対：再々反論】 「回避策」への対策 にも穴があるので は？
【反対：デメリット】 検知にユーザの選 択の余地がない！ リスト運用 表現・情報摂取 過剰・過小遮断 司法型運用問題点 (⑥資料1(4)以降)	【賛成：デへの疑義】 「児童ポルノ」BKとの 違いは？	【反対側：再反論】 「回避策」への対策 それ自体重大な通 信の秘密侵害 かつ膨大な被害、 オーバーストッキング の可能性	

現時点での到達点：⑥事務局資料1：「ブロッキングに係る法律制度整備を行う場合の論点について(案)」

- － (4) 手続について(司法ブロッキング/行政ブロッキング)
- － (5) ブロッキングを求める権利の法的性質について
 - ・ (アクセスプロバイダを著作権侵害者と位置づけるか否か)
 - ・ (ブロッキング請求権の行使に係る裁判手続)
 - ・ 手続外でのブロッキング請求権の行使を認めるか否か)

現時点での到達点：⑥事務局資料1：「ブロッキングに係る法律制度整備を行う場合の論点について(案)」

- － (6)ブロッキングの要件等について
- － (7)利害関係者の意見を反映させるための仕組みについて
- － (8)多数のアクセスプロバイダに効果を及ぼすための仕組みについて
- － (9)費用負担について
- － (10)他の法益侵害に対する検討の要否について
- － (11)どの法律においてブロッキングを規定するのが適当かについて

【プラン】アクセス制限
ユーザの通信を検知し、
違法・不当サイトのリストに基
づき遮断する

2)フィルタリング
ユーザの選択でブラウザ等
におけるフィルタリングをかける

【賛成派:メリット】

違法・不当サイトが日本国
内から見ることができなくな
る
広告モデルの場合はアクセ
スを激減させることができる
ユーザの選択で導入

【メリットへの疑義】

外国では引き続き見ること
ができ、直接閉鎖に比して
効果は限定的
ユーザが導入するかどうか
は未知数
☆フィルタリングは青少年
への提供は義務だが大人
へは…

【賛成側からの再反論】

大人にもフィッシング・違法
広告対策等のメリットで導
入を呼びかける

【反対派:デメリット】

宛先を検知するのは…☆
リスト運用のコスト・適切
性・公正性確保

表現・情報摂取の自由
過剰・過小遮断

【デメリットへの疑義】

☆ユーザの端末内部での
チェックであり、通信の秘密
侵害は生じない！
* 第三者機関？

「おそれ」段階でもシャットダ
ウンできるため迅速性あり

【反対側からの再反論】

☆印の箇所修正
(イベント後)

【プラン】アクセス制限
ユーザの通信を検知し、
違法・不当サイトのリストに基
づき遮断する

3)「アクセス警告方式」
アクセスした段階で警告
→その先に進むかは選んでも
らう

【賛成派: メリット】

違法・不当サイトが日本国
内から見ることができなくな
る
広告モデルの場合はアクセ
スを激減させることができる

【メリットへの疑義】

外国では引き続き見ること
ができ、直接閉鎖に比して
効果は限定的
警告に応じてもらえるかは
未知数、「同意カコワルイ」
のままではだれもやらない
のでは

【賛成側からの再反論】

むしろ「オプトアウトカコワ
ルイ」にできないか

【反対派: デメリット】

検知時点で通信の秘密を
侵害 検知は事前包括同
意…個別じゃない！
リスト運用のコスト・適切
性・公正性確保
表現・情報摂取の自由
過剰・過小遮断

【デメリットへの疑義】

事前包括同意について「一
般的通常の許諾」
オプトアウト
* 第三者機関？
中立で公正なものを
* 誰が個別遮断の引き金
を引くか

【反対側からの再反論】

青字部分、宍戸報告で間
違いに気づいたので修正
しました 9月2日14:15

最後に:傍聴者として

- 行政法(法制度設計・訴訟法)研究者として
 - 「緊急対策」は「政府による決定」?
 - (行政)手法論の文脈から異質
 - 自主規制論ならばアウトサイダー問題
 - 政策型訴訟としての司法ブロッキングの異質さ
 - 【多数】原告(権利者) vs. 【多数】被告(ISP事業者)
 - 両方多数は異質すぎるのでは
 - » 例)消費者団体訴訟は多数原告 と 1被告を想定
 - 請求権の考え方、判決効、手続参加は難解
 - 他方、迅速審査の必要性(保全手続? →疎明手段は?)

まとめ:「すべてわかる人」は誰も居ない

- 法的(憲法/法律/実務)
- 技術的(インターネットなど)
- 業界的(作者/出版/広告/ネット/...)
- 政策的(通信の秘密/知財戦略...)
 - 児童ポルノ・サイバー犯罪・プロ責法
 - リーチサイト・知財戦略
- 全員がどこかでの観点で「素人」である

まとめ

- 「自由なインターネット」と「多様なコンテンツ」の分水嶺
- エビデンスと評価の相互チェックを
 - 立法事実
 - 制度作りの思想
 - 要件・射程の確定
 - 真の総合的対策のために